



開発行為に関する工事の検査済証

第 R0508 号
令和 5 年 9 月 22 日

東近江市長 小 椋 正 清



下記の開発行為に関する工事は、令和 5 年 7 月 13 日 検査の結果、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許可番号 令和 4 年 1 月 31 日 第 10588 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東近江市佐生町字間所 185 番 1、186 番 1、187 番、187 番 1、188 番 1、189 番、190 番、191 番、192 番、193 番、194 番、197 番、字臺 198 番、199 番 1、200 番 1、203 番 1、長勝寺町字堤久保 269 番 1、270 番 1

3 許可を受けた者

住所又は所在地 東近江市林町 266 番地 1

氏名又は名称及び
代表者の氏名 東陽開発株式会社
代表取締役 杉 田 久 和

4 その他

区域区分 市街化区域

用途地域 第一種中高層住居専用地域

開発面積 15,782.02 平方メートル

予定建築物の用途 分譲宅地 (60 区画)



公共施設に関する工事の検査済証

東 都 計 第 1017 号
令 和 5 年 9 月 22 日

東近江市長 小 椋 正 清



下記の公共施設に関する工事は、令和5年7月13日検査の結果、都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 開発許可番号 令和4年1月31日 第 10588 号

2 工事を完了した公共施設
が存する開発区域又は工
区に含まれる地域の名称 東近江市佐生町字間所185番1 外17筆

3 工事を完了した公共施設

公共施設の種類	面積等	担当課
道路（開発道路）	3,310.50㎡	管理課
法外道路	54.32㎡	管理課
調整池	1,620.69㎡	管理課
用悪水路	172.22㎡	管理課
公 園	478.15㎡	都市計画課
ごみ集積所	11.16㎡	資源再生推進課
下水道	一式	下水道課

4 許可を受けた者の住所及び氏名

住所 東近江市林町266番地1

氏名 東陽開発株式会社 代表取締役 杉 田 久 和



法定外公共物土木工事完了検査済書

令和5年7月27日

東陽開発株式会社

代表取締役 杉 田 久 和 様

東近江市長 小 椋 正 清



令和4年11月30日付けで完了届のあった下記工事については、完了検査の結果、許可の内容に適合していると確認しましたので本書を交付し構造物については市に引き継ぎます。

記

1 工事施工場所

東近江市佐生町字間所 185 番 1 (ほか 17 筆)

2 工事の概要

申請書のとおり

3 承認年月日、番号

令和3年11月9日付け、東近江市管理指令第2448号

4 瑕疵担保責任

完了検査済証交付日から2年間に、この工事の瑕疵により当該施設が損傷したときは、貴殿の負担で補修を行うこと。また、この損傷により第三者に対し損害を与えた場合は、貴殿の負担において損害賠償等の解決を行うこと。



道路法第24条工事完了検査及び引継書

令和5年7月19日

東陽開発株式会社
代表取締役 杉 田 久 和 様

東近江市長 小 椋 正 清



令和5年7月4日付けで完了届のあった下記工事については、令和5年7月13日完了検査の結果完成と認め、道路構造物については引継ぎましたので本書を交付します。

記

- 1 路 線 名
市道 長勝寺4号線、市道 佐野2号線
- 2 工事施工箇所
東近江市佐生町字間所185番1（外17筆） 地先
- 3 工作物の種類、数量
申請書のとおり
- 4 承認年月日、番号
令和3年7月27日付け、東近江市管理指令第710号
- 5 瑕疵担保責任

引継ぎを行った日から2年間に、この工事の瑕疵により当該道路施設が損傷したときは、貴殿の負担で補修を行うこと。また、この損傷により第三者に対し損害を与えた場合は、貴殿の負担において損害賠償等の解決を行うこと。

道路工事完了検査および引継書

東近江市林町266-1
東陽開発株式会社
代表取締役 杉田久和 様

滋賀県東近江土木事務所長



令和5年7月4日 付で完了届および引継依頼のあった下記承認工事については、検査の結果完成を認め、道路構造物として引き継ぎましたので本書を交付します。

記

1. 路 線 名 一般県道 佐生今線
2. 工 事 施 工 場 所 東近江市 佐生町字間所185-1他 地先
3. 工作物の種類、数量 分譲宅地の開発道路接続
勾配可変側溝(300×400)(L=13.0m、L=13.6m)
アスファルト舗装(A=191.42㎡ うち166.81㎡は追加工事)
路面標示一式、ポストコーン2本
4. 承 認 日 令和3年(2021年)6月17日
5. 承 認 番 号 滋賀県指令近土管第 2021B06 号
6. 検 査 日 令和5年(2023年)7月11日
7. 瑕 疵 担 保 責 任 申請者は、この施設に瑕疵がある場合、引継の日から2年間(引継日から2年後の日まで)は、申請者の責任において施設の補修を行うものとし、また、第三者に与えた損害を賠償しなければならないものとします。
ただし、その瑕疵が故意である場合や重大な過失により生じた場合、その期間を10年間(引継日から10年後の日まで)とします。
8. そ の 他 宅地売買契約時において、県道からは車両の進入禁止である旨説明しておくこと。